

第 29 回 津市子どもの権利条例づくり推進市民委員会 報告

日 時：平成 25 年 7 月 23 日（火）18：30～

場 所：津市まん中こども館ミーティングルーム

<参加者>（敬称略）

中村 潔（津市人権擁護委員協議会）、伊藤英明（津市人権課）、堀本浩史（すばる児童館）、小池啓子（三重県ユニセフ協会）、千々岩 研、永合哲也（津市教育委員会事務局）、平田恵美子（津市こども家庭課）、浅生伸之（津市こども総合支援室）、丹羽敬二（〃）、大野維佐子（〃）、田部眞樹子（津子ども NPO センター）、竹村 浩（〃）、野口寛子（〃）、市川節子（〃）、杉山静子（〃）、谷口美子（〃）、山口久美子（〃）、山下恵子（〃）、川喜田ひろ美（〃）

進行：大野

●第 28 回市民委員会(2013 年 6 月 27 日)報告

竹村事務局長より報告

- ・前回の委員会で憲法改正についての質問があったことに対して、市民委員会で発信していく方向で話されていなかったことの確認がされた。
- ・骨子づくりのグループの再提案→「子どもの権利条約」の柱である 4 つの内容でグループを再編
- ・広報戦略室の新しい体制についてグループや各団体より 1 人ずつ参加者を出すのはどうかとの提案があった。

●子ども会議プロジェクトチーム（暫定）より報告

チーム会議の報告

- ・子ども委員会に組織としての参加を呼びかけるため、各学校に働きかけに行ったことについて、中学校は永合さんより、高校については堀本さんより状況の報告がされた。
- ・現実中高등학교には持ち込まれる企画はいっぱいある。子ども委員会のことも他のことと同列である。
- ・持ち込まれる企画のどれを選択するかだが、手軽な方に流れる。
- ・権利が他の企画と同列であるという受け取り方しかできない現状。
- ・いじめとか不登校の問題を子どもの問題にしないで！と思う。
- ・どのように切り込むかだが、簡単ではないこと。
- ・学校、先生が権利意識をもっていくことが難しい。
- ・オンブズパーソンの制度を作ったうえで、直接介入していかなければ、社会（学校）は変わっていかない。今のままでは子どもが心に抱えているものはみえてこない。
- ・子どもに関わる大人がどう分かっていくのか、それをどう工夫するのか。
- ・津市市内で教員向けの研修をする予定だったのでは。
- ・行った学校へは事務局から結果を聞く。

●今後の見通しについて（※下記図参照）

- ・市民委員会として条文は作る方向か？

- ・市民委員会としては骨子づくりまでで留めていく。その中で施策につながることを盛り込む。
- ・今の段階で市民委員会として条文を作らないということを宣言する必要はない。
- ・骨子案で条文の根幹は作れるはず。
- ・施策とリンクしたものを作りたい。
- ・これをやらないと子どもたちと一緒に作れない。
- ・施策化を考えるには勉強が必要。
- ・骨子のイメージ、一つ一つやるときにイメージし、共感していかないと差がつく。
- ・ここで責任を持つ部分もある。
- ・この中で合意形成を図り作っていく。
- ・施策化することに条例の意味がある。
- ・自分たちが感じていることばかりではなく、子どもにとっての権利保障を考えていく。
- ・自分ができる・できないではなく、社会の仕組みを確立していく。

●骨子づくりグループに分かれ、話す。

①「参加」 子ども参画&主体としての学び&自己決定・支配しないされない関係性グループ

メンバー：永合・竹村・山口・杉山

- ・自己決定は参加を考える上で重要
- ・親から支配されてきたという実感はないが、いつの間にか親の希望に添ってきた自分がある。・・・
実質的な支配
- ・受身になれてきて育っている→子どもが主体的にどういう体験をするか
- ・支配する・される関係はなぜできるのか。
- ・支配するのは大人だけでなく、子ども同士でも起こっている。子ども同士で、どう尊重しあっているのか。
- ・自己決定をする時は必ず周囲の力関係の影響を受ける。
- ・参加とは？出席するとは違う。
- ・自分の思いを出す。わかる・わからない思いや意見をだせる場→地域・学校・家庭等
→自分が係わる何かの場所
意見表明権→聞いてくれる人がいること。大人であったり子ども同士であったり。
- ・今までの教育の中では本当の意味で参加はできない。
主体的に学ぶ→教えてもらうだけではない部分。学ぶことも参加である。良いことを言わねばとか、反対に言うてはいけないとかではなく、自分の育ちに参加する。
- ・参加は保護・発達と深く関連
保護の名のもとに主体を犯す→～出来ないからと決め付けられて、係わりあうことで社会を形成していきけるのに参加しなくても言いといわれる。

②「生存」自己肯定&地域社会・環境グループ

メンバー：伊藤、大野、丹羽、谷口

○いのちの大切さ

*教育の施策・・・いのちの大切さを学ぶ、感じる

→性教育、教室に赤ちゃんを招く（0～1才までの成長を見守る）

*ハローベビープログラム（産前→産後）

自分の生きる場所の保障

*「いじめ・体罰」をどうしたらとめられるか、なくせるか

生命にかかわる、生活が侵される→守るべき権利・・・罰則を作ることはどうか

「おぼれるともものメタルファー」

川上で子どもを投げ入れる⇔川下で溺れる子どもを救う（対処療法）

傾向のあるものを発見した時、次につなげる

*市町の児童センター（権限移譲のある）を作る

子どもの命を守る（24時間動ける）

子どもに関わるすべてのこと

例えば・・・1歳半検診、3才半検診をフィルターとするために（検診日を平日→休日）

虫歯の発見→ネグレクト

<判断基準は？>

生命、生活水準・・・子どもが普通に生きていくことを保障

③「保護」大人の役割・子育て(守られる&子育ての保障)グループ

小池・平田・浅生・川喜田・野口・市川

- ・大人には守る義務があり、子どもには守られる権利がある。
- ・守ってほしいと発信した時に受けてもらえるものが必要。
- ・子どもはこうあるべきと決めつけられ、大人に意見・行動が制限されて考える力をつけられない。
- ・いじめられている自分を保護してほしい→しくみとしてどう保障するか。
- ・SOSを発信できる子・できない子をどうするか→すべての子に目を向けられる社会づくり。すべての子が守られる対象。
- ・子どもの側に立ったSOSを受け止める制度（SOSを出せる場所を保障する）
- ・「SOSの家」は大人が考えたもの。実際に子どもは飛び込めるのか。
- ・子どもの年齢に応じた途切れのない支援→ないもの・必要なものを探っていく。
- ・保護者の気持の安定が子どもへの接し方に影響を与える。
- ・意味ある第3者になる大人（行政、NPO・地域・その他の団体）が子どものSOSを受け止める。

④発達 遊び・余暇・居場所グループ

メンバー:中村、千々岩、田部、山下

- ・不登校、ひきこもりの統計から話をした。
- ・発達権を保障するために何が必要か。
- ・理念にそったフリースクールなど作ることは学校基本法の枠の中では無理がある。
- ・また、学習指導要領の中での教育では意味がない。
- ・川崎市は、オンブズマンで学ぶ場を作っている。
- ・社会福祉法人としてのチャータースクールは考え方として可能性があるのではないかと。
社会問題として・・・結果的に自己肯定感がもてないことにつながっている。

1、不登校

- ・子どもの選択肢があることが重要

2、あそび

- ・自然発生的なあそびができる場
- ・あそびを仕掛けるスタッフが必要

3、ひきこもり

- ・子どもの何を保障するのか

この3点をどのように具体的にして、施策に結びつけていくのかの話がされた。

●次回市民委員会

2013年8月5日(月) 18:30～ 津市まん中こども館ミーティングルーム

2013年8月20日(火) 18:30～ 津市まん中こども館ミーティングルーム

策定に向けての道

